

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(七)

細川, 章
佐賀女子短期大学

<https://doi.org/10.15017/13735>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 13, pp.194-203, 1984-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(七)

細川章

この作業は、多久家に残存する記録を繰り乍ら、年月を追って関連史料を拾い、その都度収録しているために、時として内容が多少交錯することがある。日月が改ったからといって、常に新しい課題が展開するのはなく、既に終焉したかに見える事件が、時を経て再び問題を投げかけることも珍しくない。現段階では、未だ手さぐりの域を出ない肥前多久の未開発な石炭採掘の状況を、早速に一つのテーマに絞って論及するつもりはなく、未熟な方法ではあるが、今後も当分は年代順の史料を提示し、時間をかけて窺っていきたい。

前回の引用史料(17)は、「四下・狩谷・はばら坂石炭請主中」の差結った採掘事情から出された、運上減免願いの却下に関するものであった。この時寛政十一年四月十一日である。次に示す史料(24)は引続き「役所日記」の中から、同じく「四下・はばら坂・狩谷石炭請主中」から、同年九月再度の運上減免の訴状が出されたので、如何に吟味すべきかと役所側の対応を収録したものである。

(24) (役所日記 寛政十一年九月十九日)

一石炭請方之者共々別紙之通相願ひ末、被相窺ひ処、伺書ニ付紙之通被仰出外事

伺覽

四下・えら坂・狩谷石炭請方之者共々・最前依頼被差免堀焼仕仕處、四下之方ハ堀尽シ、えら坂之方ハ堀口計ニ有、出方無之、狩谷計致堀方、勝手悪敷、運上丈之賣方出来不仕ニ付、運上筋被相減被下度相願ひ得共、書付被差返ひ、去暮納方之儀も何卒他借方弁を以皆納可仕之処、尚も出来立不申、最早御改正時分ニ相成ひ得也、銘々家内怙却ホをも皆納可仕、先月末比々也、石炭賣向も有之義ニ得共、狩谷計ニてハ、年限内五貫五百匁充之運上、何分ニも不任力、是迄元入被是過分之借入相整、家内怙却いたし仕るも行届不申、氣毒千万之參懸ニ有、當暮運上納方并他借之返済手付も不相叶通成行ひ付ると、一ヶ所之堀懸も可仕様無之、當暮ニ至願差出、御取上ニ不相成節也、家屋敷・家財其外怙却仕仕るも、納方之調義難行届、甚及難渋ひ処々、四下・えら坂石炭場見分之上、運上被相減被下度、別紙之通相願ひ、惣去ル辰年々右堀焼方相願ひ得共、色々支所も相見、再三村方にも聞合ホ相整、取扱も隙取ひ、併右と段々仕法ホ相付ひ、第一と老ヶ年運上錢拾壹貫匁充ニ有、能く手廻シ宜ク、無滞賣方不仕仕而も納方相滞外無之、被差免上、無間も不埒之儀有之仕る也、御上下之支不少、重疊代官筋も指詰り様申達ひ処、たとひ堀坪相減ひ躰之義有之仕るも、運上筋相違有御座間敷、其外支所無之趣相受ひ、夫共年限内尖之納方難計処々、前方例も無之、

家屋敷持下地ホ引當違差出置ハ様相整、去ル辰年ハ向五ヶ年之間、
老ヶ年運上拾壹貫匁充ニテ被差免置ハ、然處初年ハ脇方之石炭出方
多有之、端と不商買ニ相成、夫ニ付るハ拾壹貫匁充之運上錢調達不
相叶、銘々及潰方外無之、様々之義を申立ハ共、御取上ニ難相成
儀共ニ、弥運上納方不相成節ハ、家屋敷持下地ホ御支配ニ相懸ハ
外無御座次第ニ相詰ハ、乍去請主共向々勘弁不行届通り、當然格別
之利潤有之左右ニ相見ハ故、一箇ニ差部、筋々聞合ホ仕ハ節も何
分之儀有之ハ、年限内運上ホ別儀有御座間敷申述、引當違差出
置、愁訴御取上ニ難相成ハ共、眼前及潰、路頭ニ相立ハ通りハ、
無了簡故ト云申不便之到ニ付、五ヶ年之年限を拾壹ヶ年ニ被差延、
老ヶ年ニ錢五貫五百匁充相納ハ通、格別之御憐愍を以被差免置ハ、
其末今又前断之通奉願、甚以不埒之次第ニ御座ハ得ハ、御取上ニ可
相成様無之義ハ得共、去年之義も前文之通、專御憐助之詔を以被
差免置、右之通ハ此節とても不相替義ニ付、四下・エ、ら坂両所見
分之義、役々申達ハ、別紙書付之通ニ出方無之由、就右ハ、最
初甚不差詰請方相願、初年ハ様々願ホ差出、御姦ニ相懸、去年御憐
愍を以無挽納年限被差延下ハ、此節又ハ及訴状、無調法者共ニ御
座ハハ、何とも逼塞之御手當被仰付、四下・エ、ら坂炭出方無之
ニ付るハ、運上之義ハ三ヶ老被相減方ニハ有御座間敷ト吟味仕
ハ、如何可被仰付哉、奉伺ハ 以上

末九月

付紙

一御手當之儀ハ御吟味之通被仰付ハ、運上之義三ヶ老被相減、地來之
殘年數間相納ハ通之義ハ、又ハ此末年限被相定儀ニモハ哉、右之
後御吟味書ニハ不相碎、一躰此節石炭堀方之無調法ニ付、御手當
被仰付儀ニハ、地來之運上年數ホニハ不被相拘今度被相改、運
上何程何年限ニテ新ニ被相定、堀方被差免可然被思召ハ、就ハ運

上員數年限ホ之義、被遂御吟味、被達御聴ハ様被仰出ハ
一右仰出之末、左之通被相伺ハ、伺之通被仰出ハ事

吟味覚

四下・エ、ら坂・狩谷石炭請方之者共ハ、四下・エ、ら坂両所炭出
方相塞ハニ付、運上被相減被下度旨相願ハ末、衆儀仕ハ次第奉伺ハ
處、御手當之義ハ吟味之通被仰付ハ、運上之義三ヶ老被相減、地來
之殘年數間相納ハ通ハ、又ハ此末年限被相定儀ニモハ哉、右之
通り吟味書ニハ不相碎、一躰此節石炭焼方之無調法ニ付、御手當
被仰付儀ニハ、地來之運上年數ホニハ不相拘、今度被相改、
運上何程何年限と新ニ被相定、堀方被差免可然被思召ハ、就ハ運
上員數年限ホ之義、遂吟味可達御聴旨被仰出、奉承知之ハ、最前
衆議仕ハ、運上錢惣高六拾貫五百匁之内、三ヶ老被相減、殘錢高
を殘年數拾ヶ年ニ相納ハ次第ニ御座ハ、乍然右之通被仰出ハ付、
當年ハ向拾ヶ年之間、老ヶ年ニ錢四貫匁充運上仕ハ様被仰付方ニハ
ハ有御座間敷ト吟味仕ハ、如何可被仰付哉、此段達御聴ハ 以上

末九月

以上の文書は「伺覚」・「付紙」・「吟味覚」の三部から成っている。
この「伺覚」は前々回の文書(15)(16)、前回の(17)に続くもので、「四下・は
ばら坂・狩谷石炭請中」の、寛政八年採掘許可以來変らぬ石炭採掘事業
経営の、苦渋に満ちた事情を訴えたものである。

要約すれば、「四下」は既に掘尽くされており、「はばら坂」も坑口ば
かりで実際には出炭していない。掘っているのは「狩谷」ばかりである
が、これも勝手悪く運上だけの売れ行きもない。そこで運上減免の願
(前文書(17))を出したが差戻された。去年の暮れも他借によって皆納し
ようとしたが果さないまま、に御改正の時分になった。銘々の家内の物を
沽却しても納めようと思うが、先月末から石炭は売れてきたものの、狩

谷の分だけなので、年限内に五貫五百匁の納入は力が及びそうにない。これまでも過分の借入れをしており、生活も行届かず哀れな状態である。当暮れの運上並びに借金の返済手付も出来なければ、狩谷だけの掘方も出来なくなる。暮れになっても願出を取上げられなければ、家屋敷・家財その外を売払っても納入分だけ調いそうにない。そこで「四下・はばら坂」は現在採掘していないので、御見分の上運上を減免下さるよう、別紙の通りお願いする。一体に、去る辰年（寛政八年）より石炭堀・焼方の願いを出したが、色々支障があつて、年間十一貫匁の運上はよくよく手廻しよい売方がなければ滞る外はなかつた、と、当初からの目論見違いを綿綿と述べ、憐情に訴えている。

これは前文書(17)が差戻されたので、再度の訴状が出されたものを役人が録したものであるが、前文書よりも切々とこまやかに心情がこめられている。そこで役人側は運上が納入できず、家・屋敷・持下地など支配にかけられ、潰れてしまつては、了簡無結果とはいへ不便である、と、運上年限五ヶ年を十一ヶ年に延ばして、金額を年に五貫五百匁宛にしてはどうか。「四下・はばら坂」も見分したら出炭はなかつたが、初めから計画的でない請方を願つて、去年は納入年限を延ばしてもらい、此節又訴状を出すなど騒がせた無調法者共なので、逼塞の手当てを申付けてはどうか。「四下・はばら坂」は石炭が出ていないので、運上を三分の一にしてはどうか。と吟味し、伺いを立てている。

次の「付紙」は「伺覚」をほぼ承認し、「此節の石炭堀方の無調法」について、地来の運上事項を今後改正すべきことを指示し、その上で領主に報告するようにと伝えている。

その末、次の「吟味覚」が出されたようである。ここで「伺書」と「付紙」は衆議にかけられ、お手当は吟味通りとなつたが、運上については更に吟味が加えられ、「地来の運上年数」などに拘らず、改めて五年分の総高六十貫五百匁を三分の一減にして、残高を十年間に年四貫匁

づつ納めるようにしてはどうかと、重ねて伺いを立てられている。この時代から無謀な野心に馳られて石炭経営にのめり乍ら、坐折し、難渋に呻吟する人達がいいたのかと胸を突かれる思いであるが、役人の対応が行き届いていて温かいのに救われる。

次に示す文書(25) (39)は、前回の(18) (21)に続くものである。前回では寛政十年十月、多久家家老、多久左馬允の又内坂本文蔵が、左馬允知行所内の焼米道江坪の石炭採掘願いを出して許可を受ける経緯が窺われた。今回は一年後の寛政十一年十月にはじまる「役所日記」よりの引用で、文蔵が道江坪採掘で意図的に行つたと思われる曲事の顛末であるが、前掲の未熟さから招いた不祥事とは対象をなす事件で、それは文蔵の主人である多久左馬允をも巻き込んで連坐せしめるのである。

(25) (寛政十一年十月二日)

一左馬允殿内坂本文蔵儀、被相調_レ外_レ、不_レ輕無調法有_レ之、何_レ御引留相成、勤番被_レ相_レ付_レ半_レ之義、所_レ有_レ之旨、究_レ方_レ被_レ申_レ達、市_レ之允殿聞届、其手當可相調旨_ニ付、御歩行_ヲ老_人、足_レ輕_ヲ兩_人勤番仕_レ様相達_レ外_事

附、本文勤番方前方之例、鳥渡不相知_ニ付福地千兵衛申談、先以本文之通及手當置_レ得_レ共、跡達_ル日記相調_レ外_レ、前方も足_レ輕計_ニて相澄_レ外_レ次第_ニ相見_レ外_ニ付、御歩行之儀_ニ被_レ差_レ免_レ外_レ段、翌三日相達_レ外_事

(26) (十月廿三日)

一石炭方御調子一件_ニ付、左馬允内前田十九郎被_レ相_レ調_レ外_レ、手形印形之約上至段_ヲ表裏と不_レ申_レ出、猶又不_レ輕所相見_レ外_ニ付_ル之、究_レ頭人被_レ差_レ立_レ度、究_レ方_ヲ被_レ申_レ達、右頭人米倉勤兵衛可_レ被_レ仰_レ付_レ、被_レ相_レ同_レ外_レ、其通被_レ仰_レ出、今日要助_ヲ被_レ相_レ達_レ外_事

書ハ不被成御覽躰ニ有、右無調法之次第、職分柄之人不行届緩之至ニ付有之、御手當之儀被遊御賢慮ハ様、被達御聴、可然ト喜兵衛存方ニ有、私ハ被申聞ハ様、御内ハ被仰出ハ、右之通ニ有、素リ一存ニ有認替可申様無御座、其元申越儀ニ御座ハ間、則被仰談、否時付以御飛脚可被仰越ハ、恐惶謹言

十二月廿日

犬塚 弥右衛門

多久市之允様

追而、本文之趣ニ付有之、自家召仕ども治方別有之處ハ、向御認替被成方ニ有可有之、勿論宜被仰請儀ニ奉存ハ、究方口書披露之儀ハ、今日可被聞召御俱様御座ハ、以上

(35) (十二月廿三日)

一燒米村石炭方一件、御手當之儀、左之通僉議書を以被相伺ハ處、御朱書之通、其外ハ吟味之通、尤左馬之允殿儀之當時役柄ニも御座ハ得之、他人之上も右躰無之様心遣可有之處、甚等閑之至ニ付、役方被差迦、蟄居被仰付旨、旁被仰出ハ由、犬塚弥右衛門ハ被申越、今日仰渡相調ハ事

不僉議覚

御朱書

元格含有之者ハ處、本文之通、多久左馬之允内元苗字坂元取調ハ儀、以後ノ之為ニも仰得之、一函ニも申度ハ得共、令有免、一命相助吟味之通申付ハ

文 蔵

右之者、左馬允知行燒米村巡見地ホ入受居ハ道江坪田下ニ、石炭有之、致不作ハニ付堀除熟田ニ相成度、相願ハ様申聞、右之者ハ願出被差免ハ上、當春ハ石炭之儀堀方仕、重疊不届有之由相聞ハ末、今般被相糺ハ處、別紙口書之通申出ハ、為田地トハ相願ハ儀、最初

ハ御立山之石炭方仕ハ工ニ有、悪地之訊申立、再訴ニも相及、掠上、役々を欺、剩御取揚ニ相成ハ炭、関垣を破盗出、同又堀方ニ付有ハ、主人ハ疎之儀無之様為申付置由ハ得共、不相用、旅人まで相雇、御立山炭手分ニ當、禮銀杯ト申立、過分之錢引請ハ申談仕、且御私領之地を福母村之者共ハ差分當請ニ差出、旁以言語同断不届至極之所業ニ御座ハ、依之御追放被仰付、三根・養父・神崎・佐嘉・小城・杵嶋・藤津、都ハ七郡被相障、松浦・高木兩郡之内居付ハ様可被仰付歎

御朱書

追放之上五郡相障ハ

燒米村百姓

市右衛門

右之者、前同断ニ付、被相糺ハ處、別紙口書之通申出ハ、道江之坪田方之儀ハ差置、専利益を貪、茸立本込有之ハ御立山を堀、向谷ニ込堀口相立、主人筋ハ無疎様申付ハ儀も不相用、殊更手分之堀口ニ當、禮錢割方本相調、剩御取揚相成ハ石炭、文蔵同意盗出、且又、御私領内ニ旅人を引込、止宿ホ為仕、堀坪を乍當分、他方之者ハ請差出、彼是不届至極之所業ニ御座ハ、依之御追放被仰付、佐嘉・神崎・杵嶋・小城、都ハ四郡被相障、藤津・高木・松浦三郡之内居付ハ様可被仰付歎

御朱書

一躰平人共相違ハ身分ハ處、不届之至ニ付有、今又三郡相障

左馬允内

五郡相障ハ

前田 十九郎

右之者、前同断ニ付被相糺ハ處、別紙口書之通申出ハ、道江坪專悪地之訊を以、文蔵ハ相願ハ末、其坪ハ差置、御用茸立も有之ハ御立山を、為利欲堀入、風通ト名を付、向谷ニ込口相立、過分之石炭燒立ハ所ハ、御立山内松本数拾本枯木ニ相成、上を輕、主人筋ハも疎之儀無之様為申聞置由ニハ處、不相用、且堀子内旅人を相雇、止宿

をも為仕、剩御制符山堀口を他方之者共の請ニ差出、御立山手分之堀方ニ當、禮錢など有之、割方相調置、扱又御弘明之節、最前文藏を為相困ハ自身一人之所業之段申偽、印形際ニ相成、御調置相願、猶又御姦相成、彼是不届至極之者ニ御座ハ、依之小城・杵嶋式郡相障、藤・松浦兩郡之内居付、御城下出入不仕様可被仰付歟

御朱書

事柄之儀と申、他方の請方ニ差出ハ通り、不届之儀ニ相見ハ、
ノリ之為ニも仰得ハ、重ク申付度存ハ、依之某郡相障申ハ

燒米百姓

九郎兵衛

右之者、前同断ニ付被相糺ハ處、別紙口書之通申出ハ、茸立本迄有之ハ御立山之儀乍存、為利欲堀入、過分之石炭燒方仕ハ所ハ、数十本之松枯木相成、主人筋ハ堀方ニ付、疎之儀無之様申付も不相用、殊更堀口を乍當分請ニ差出、彼是不届者ニ御座ハ、依之御私領被相拂、御城下出入仕様、可被仰付歟

燒米村庄屋

善内

同村横目

十藏

右之者ども、前一件ニ付被相調ハ處、別紙手形之通、道江坪熟田ニ相成ハ通、最前ハ村方申談為仕儀ニハ得ハ、石炭堀跡時々致普請ハ哉、疎之儀亦無之哉、折節見計をも可仕處、無其儀、御立山境ハ堀口相立ハ砌罷出ハ以後、等閑ニ罷有ハ處ハ、御立山内ニ堀入、殊更尾を越、向谷ハも堀口を立、堀出置ハ炭、役ハ取揚、文藏ハ相頼置ハも盗出、旅人を堀子ニ相雇、止宿をも為仕、扱又御私領之地方を他方之者の請ニも差出、重畳不届之儀共有之ハ處、庄屋・村役として、及数ヶ月不相心得罷有ハ儀、甚無調法之至ニ御座ハ、依之役

被差迦、閉戸可被仰付歟

燒米村村山留

清藏

松右衛門

定右衛門

右之者共前同断ニ付、被相調ハ處、別紙手形之通申出ハ、石炭堀方願之儀ハ不相心得、筋ニハ得共、茸立も有之ハ御立山ハ堀入、過分之炭燒立ハニ付、数拾本之松枯木相成ハ程之儀ニハ處、数ヶ月之間立廻りも不仕、漸茸立時分ニ相成、垣仕調為見計罷出ハ節、見當筋ハも申達ハ、畢竟前篇之心遣不届太形之至ニ御座ハ、依之御呵可被仰付歟

燒米村百姓

松兵衛

吉兵衛

右之者ども前同断ニ付、被相調ハ處、別紙手形之通申出ハ、道江坪石炭堀方ニ付ハ多ハ、運上錢納方其外疎無之通、心遣ハ段、奥印をも仕置ハ處、願之田坪ハ差置、御立山を堀、其外不届至極之所業ニハ處、等閑ニ罷有ハ通り、甚太形之至ニ御座ハ、依之閉戸可被仰付歟

多久 左馬允

右之者前同断ニ付、被相調ハ處、別紙手形之通申出ハ、知行内之惡地を熟田ニ為相成ハ文藏ハ願出ハ通相調ハ節、不実ニ相成、召使ハ得共輕上、役ハを相欺、田地堀替趣意ハ矢工を以、御立山数所堀入、尾を越、向谷迄堀口を立、剩圍垣を踏破、役ハ頼置ハ炭盗出、賣

方をも仕、他方福母村之者共々、御立山之内石炭請ニ差出、他領之者数日堀子ニ相雇、止宿ホ為仕、春以来数ヶ月之間言語道断之所業ニ御座外處、最初一篇無疎様申付置外儘、一向等閑ニ相心得罷有外通り、職分柄ニも御座外處、不行届緩至極之儀ニ御座外、就右之御手當之儀ニ、可被遊御賢慮御儀奉存外

右之通吟味仕外、尚可被仰付哉、請御意外、以上
未十二月

(36) (十二月廿四日)

一左馬允殿内文蔵其外々、福母之者共々御制府山を請ニ差出置外末、石炭堀焼差留外以後、請主共々請置外ニ付外ハ、何レ堀焼仕外ハ不相叶段申述、只今相成外々、堀置外炭ホ押外請取外ハ不相叶方、手強及才足由ニ付、右役人心遣取鎮被申様今日相達外事

(37) (寛政十二年正月廿日)

一左馬允内元苗字文蔵儀、伊万里郷町裏村、形右衛門家内帳ニ居付外由ニ、居付手形相納外事

(38) (同年 正月廿一日)

一左馬允殿内元苗字前田十九郎儀、郡障被仰付置外末、藤津郡志田村大曲段右衛門帳内ニ相加外由ニ、居付手形相納外事

(39) (同年三月五日)

一焼米魚荷方其外御手当之儀、左之通被相頼外處、伺之通被仰出外事

下僉議覚

多久左馬允被官苗字江口

付府、此御書多久左馬允被官与有之外分相濟外由被仰出外事

平兵衛

右之者焼米村文蔵一益石炭堀方仕外儀、去冬同類共々申出外へ、

去秋同所赤坂繩手ニおいて、鞍魚荷ホ致盜外末、評定所罷出御札

ニ難相成外處、旧臘苔罪御手当ニ相成、焼米宿許外被差返外、併、

苔跡痛強差付、究所罷出外儀不相叶、近キ比漸少々快方ニ付、右両

筋被相糺外處、別紙口書之通申出外、石炭堀方之義、專為利欲、惡

地を熟田ニ堀替外次第、最前文蔵外願出外末、右ニ差置、御立山を

掘抜、過分之炭掘出焼立外ニ付外ハ、右御山内松木数十本枯木ニ相

成、主人筋外も無疎様申聞置外得共不相用、堀子内ニ旅人をも相雇、

加之、堀坪を御蔵入之者外請ニ差出、御立山を手分爲掘外ニ當、禮

錢杯と有之、割方ホ相整置外、扱又鞍魚荷ホ盜取外、一件荷主有之

品と乍見請盜取外心底ニ、目籠老ソ運出置、龍右衛門・又次郎参

懸外ニ付、尚又相機関、刺翌朝も外ニ落居外品有之間敷哉右畑中

参、沓杯取扱外故及顯然、於評定所被相糺外末、苔罪ホ被仰付、御

外聞ニも相懸、彼是言語同断不屈者ニ御座外、依之三根・養父・神

崎・佐嘉・小城・杵嶋被相障、松浦・藤津・高木三郡之内居付、御城

下出入不仕様可被仰付歟

文書(25)は寛政十一年十月二日、多久左馬允(左馬允については前回詳述している)、ここでは觸れない)の又内坂本文蔵が、軽からざる不調法で引留められ、何れ勤番を付けねばならないが、當初、相談役頭人の多久市之允は、「御歩行一人・足軽二人」として通達した。しかし次の「附」によれば、相談役・御勝手方の福地千兵衛と申談じ、日記を調べて前例により足軽ばかりで済ますことになり、翌三日に達した、とある。文蔵の不調法の調査がはじまっているのであろう。

(26)は、十月二十三日になって、「石炭方御調子一件」について、同じく左馬允又内の前田十九郎が調べられたが、手形印形の約上についてはつきり申出ない。軽くないことに見えるので、究頭人を立てるようにと

米倉勘兵衛が仰付けられたことを大木要助が通達している。前田十九郎は、前回の文書(19)の、坂本文蔵の採掘願いに奥印を押している五人の中の一人である。大木要助のこの時の役職は、役所日記によれば「相談役・寺社方・御施薬方・御小物成方・御武具方・神領方・櫛方・御獵方定詰」である。

(27)で十月二十九日居籠を申付けられた焼米村の百姓市右衛門も、坂本文蔵の採掘許可願いに奥印を押した一人であった。(28)で文蔵は更に盗みでも調べられて、格分を下げられている。これは役所に差押えられた石炭を盗出して売ったことが発覚したのであった。(29)によれば、十二月二日、盗と印形の件で文蔵は家屋敷外雑物など迄取揚げられている。

「帳付を以一類々相願置」とはどのような処置をさすのであろうか。報告を受けた原六郎右衛門は、「出仕御目附」を勤めている者である。

(30)は、「御屋敷年寄役定詰」の堀江新兵衛・梶原喜兵衛兩人から多久市之允に宛てた、前日三日の書簡で、年内の日が残り少なくなったので「焼米石炭方」について、急ぎ埒を致すようにと仰出があったと伝えている。

(31)で早速調べがはじまったことが分る。(32)は再び堀江新兵衛・梶原喜兵衛の書簡で、石炭方糺明について、文蔵の主人である多久左馬允をも調べるよう衆議がなされたことが、多久市之允に報告されている。(33)は十二月十九日のもので、「多久年寄(佐賀御館勤めの年寄)に対しての呼称か」の犬塚弥右衛門が、石炭方裁許の為御屋敷に越すのに老躰で病身なので、寒中歩行が所存に任せないからと、駕籠に乗るのを願出たものである。これは犬塚弥右衛門秀榮のことで、この時の年令はよく分らないが、五年前の寛政文年に姉が八十五歳で亡くなっているの、かなりのお老令であったろうと思われる。(34)十二月二十一日の文書は、犬塚弥右衛門が多久市之允に宛てたもので、多久左馬允のお手當について、召仕の者達の渡方について意見をのべたものである。師走も迫っての慌しさの中で、連坐しての責任とはいいながら、前例のない重職にあった家老

への取扱いに苦慮の様子が窺える。またこの段階に及んでも左馬允に「殿」という敬称が付されているのも目に立つ。ここには引用しなかったが、「役所日記」には、市之允が左馬允に屋形出仕遠慮の日数を感違いして少く伝えたということで、市之允自身が出仕を禁じられるといった事態も発生しているのである。

さて、(35)に至って漸くこの一件についての「下僉議覚」が、十二月二十三日付で出された。吟味書の右肩に「御朱書」を墨書してあるところから、当然ながらこれは写されたものである。一件の大意は、多久左馬允の家人坂本文蔵が、左馬允の知行地焼米の道江坪に再三に亘って石炭採掘願いを出して許可を得ていたが(前号の文書18、21を参照)、それは最初から私利私欲の為の企みであったというのである。またその過程に於てもいくつかの無調法が挙げられ、その上差押えられた石炭を盗み出して売るといった不届な所業も数えられ、当時役職の上で関連あった当役・多久左馬允、焼米村庄屋・善内、横目・十蔵、山留の清蔵・松右衛門・定右衛門らが累座してお手当を受けている。

そこでその無調法なる所業を簡略に個条書きしてみると次のようになる。

- ① 焼米の道江坪は悪地なので、熟田にするからと採掘願いを出したので許可をしたのに、願いの同坪は差しおき、茸の立っている御立山を掘って過分の石炭を掘り出した。
- ② 御立山の数十本の松木を枯らした。
- ③ 堀口を風道と称して、向谷の方にまで立てた。
- ④ 掘子に旅人を雇って礼銀を拂った。
- ⑤ 旅人を止宿させた。
- ⑥ 福母村の者(他方の者)に、御私領の地(御制府山)を請に出した。
- ⑦ 取上げられた石炭を垣を破って盗み出して、売方をした。
- ⑧ 主人から疎略のことが無い様にと注意されながら従わなかった。

①印形手形の不実。

②役目不行届。

③かしましきの所業。

以上の十一項目であるが、更にこれを各個人毎の一覧表にしてみよう。

(表参照)

ここで左馬允被官江口平兵衛については、文書(35)の中には名前が見られない。翌年三月五日の「下僉議覚」(文書(39))によれば、前年秋に赤坂繩手(現杵島郡大町町)において鞍魚を盗んだため、答罪の刑に処せられており、答跡が痛くて「究所」に出頭できなかつたと記されている。そこで「少々快方」に向つたところで三月五日の「御手當」の申渡しとなつたものであろう。(表)への記入は文書(39)によるものである。刑が重いのは、赤坂という本藩領内での盗みで答罪になつたことについて、多久領として「御外聞二も相懸」と重ねてに糺明されることになつたからと思われる。

(36)は文蔵が福母の者に請に出した私領「御制府山」の請主共が、差押えられた石炭を受取りたいと、手強く催促にきたのを取鎮めるようにとの達しである。福母は旧多久領であつたが、元和七年に佐賀本藩に上地させられた地であつた。赤坂・福母とともに本藩領に及ぶ騒ぎは、小邑多久にとつて頭の痛いことであつたらう。

(37)・(38)は郡拂いの刑を受けた文蔵と前田十九郎の居留先が定まり、「居付手型」を済ませた報告の記録である。追放という刑罰が、決して単に領内から放り出すことではなく、きちんと落着くべき地と帳内への編入に到るまでの計らいが含まれていることは注目されてよいと思う。文蔵と前田十九郎以外の追放者については収録できなかつたが、別に残存している「刑罰帳」等の記述によれば、他の者も同様の処遇がとられた筈である。近世佐賀の治安を示す一例といえないであらうか。

これまでの石炭採掘に関する記事の殆どは、未熟さによる困難な経営情況を陳べたものであつた。拙なさから招いたとはいへ、痛ましい被害者の記録であつた。「焼米石炭方一件」は根本的に事情が異なる。同じ無調法による僉議であつても、これは正しく犯罪である。当初から悪意をもつて企み、「上を掠め、役々を欺き」した不埒な事件として糺明されている。支配態勢のきびしかつたこの時代に、どうしてこのように大胆な行為が仕組まれることができたのであろうか。多久左馬允は真実役目不行届だけの関りしかなかつたのか。村役人達の事件への結びつきも、全く意図されないことであつたのか。そこまでを窺うにはまだ材料不足である。しかし、当時手段さえ選ばねば、多久領焼米一帯は石炭採掘で充分利潤の得られる産業であつたことは確かである。残念なのは、その経営規模や掘方実態を知る史料が残っていないことである。

(表) 焼米石炭方一件のお手当表、「下金讀覚」より作成

| 身 上 | 氏 名 | 「無調法」なる所業 (前項の記号にて示す) | 手 当 (吟 味) | 手 当 (朱書) | 居 付 先 |
|----------|----------|--------------------------|--------------------------|-------------|-----------------|
| 家老・当役 | 多久左馬允 | ㉑ | 役廻し、贄居 | | 移動なし |
| ※ 左馬允 又内 | 旧姓(坂本)文蔵 | ㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙ | 格分下げ、追放の上七郡拂い松浦、高木両郡の内居付 | | 伊万里郷町裏村形右衛門家内帳に |
| ※ 〃 被官 | 江口平兵衛 | ㉑㉒㉓㉔㉕㉖ | 六郡拂い、松浦、高木、藤津の内居付、城下出入禁止 | | |
| ※ 〃 又内 | 前田十九郎 | ㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙ | 追放の上二郡拂い | 追放の上五郡拂い | 藤津郡志田村大曲段右衛門帳内に |
| ※ 焼米村 百姓 | 〔吉兵衛〕 | ㉑㉒ | 閉戸 | | |
| ※ 〃 〃 | 〔松兵衛〕 | | 〃 | | |
| ※ 〃 〃 | 市右衛門 | ㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘ | 追放の上四郡拂い藤津、高木、松浦三郡の内居付 | 追放の上五郡拂い | |
| 〃 庄屋 | 〔善内〕 | ㉑ | 役廻し、閉戸 | | |
| 〃 横目 | 〔十蔵〕 | | 〃 〃 | | |
| 〃 山留 | 〔清蔵〕 | ㉑ | 御呵 | | |
| 〃 〃 | 松右衛門 | | 〃 | | |
| 〃 〃 | 〃 | | 〃 | | |
| 〃 〃 | 定右衛門 | | 〃 | | |
| 〃 百姓 | 九郎兵衛 | | ㉑㉒㉕㉖ | 私領拂い、城下出入禁止 | 二郡拂い |

(※は前回の採掘願状を提出した者、文蔵は発起人であり他の五人は奥書き、奥印の者たち)